

京都市立芸術大学芸術資源研究センター専任研究員規程

(平成26年2月24日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）において雇用する芸術資源研究センター専任研究員（以下「専任研究員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において専任研究員とは、芸術資源研究センター（以下「センター」という。）における教育及び研究に従事するため雇用する教授、准教授及び講師をいう。

(要件)

第3条 専任研究員は、本学の教員選考基準に定める教授、准教授及び講師と同等の資格を有する者とする。

(業務)

第4条 専任研究員の従事する業務は、次のとおりとする。

- (1) センターにおける教育及び研究
- (2) その他芸術資源研究センター所長が必要と認める業務

(任命)

第5条 専任研究員は、芸術資源研究センター運営委員会の推薦により教育研究審議会の議を経て、理事長が任命する。

(給与及び勤務条件)

第6条 専任研究員の給与及び勤務時間その他勤務条件については、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程及び公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則の規定を適用する。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。